

平成 30 年度 就業支援講習会業務仕様書（案）

1 業務の目的

大阪市内居住のひとり親家庭等を対象に資格・技能の取得やスキルアップを行うための講義を行い、ひとり親家庭等が就業に向けての自立を図ることを目的とする。

2 実施（契約）期間

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 3 月 31 日

3 業務内容等

- (1) 開講予定講座及び日程、講習時間、定員等
別紙 1～6 参照
- (2) 講習体制・カリキュラムの作成
講習目的を確実に実施できる体制を構築することはもとより、受講者の習熟度について確認できる体制も構築すること。
また、大阪市ひとり親家庭福祉連合会（以下、「当会」という。）が定めた講習時間に応じて、就業に向けた知識や技術が習得できるよう講習カリキュラムを作成すること。
- (3) 講習用テキスト、演習問題等の作成
テキストについては、受講生人数分と当会分（1 部）を講習実施前に当会指定場所に納品すること。また、必要に応じて演習問題等の補助教材を作成すること。
なお、テキストについては検定試験に添ったテキストを使用すること。
- (4) 検定試験に関すること
検定試験が付随する講座については、試験にかかる資料（申込書）等の提供や受験にかかる事務補助を行うこと。
- (5) 満足度の評価
各講習終了後に受講生に対してアンケートを行うこと。そのアンケートで講習の総合的な満足度の数値が 8 割以上を目標として講習を行うこと。
なお、各講習会終了後、ただちにアンケート集計作業を行い、8 割未満の回答があった場合は、原因の分析を行い、次回以降の講習について改善を行うこと。
- (6) 講習実施場所
大阪市立愛光会館
- (7) 当会が用意できる研修素材
ホワイトボード、プロジェクター、スクリーン、教材の用紙等

4 講師

講師の選定については、契約締結後、速やかに提案すること。万一、提案した講師に不都合が生じた場合は、同等以上の講師を手配し、当会の了承を得ること。

- (1) 講師の要件
講師は次の要件を満たしていること。

- ア 当該資格を有し、民間企業や自治体等で当該講師として従事した経験のある者。
- イ 研修講師として豊富な経験を有すること。

(2) 講師の変更

講師は事前に届け出し、開講中の変更は認めない。

なお、やむを得ない場合は、当会と協議のうえ調整する。

5 委託料等の支払い

- (1) 本業務の履行完了後、契約書に基づき支払うこととする。
- (2) 申込者が定員の半数に満たない場合は講座を中止することがある。この場合の費用は発生しないものとする。
なお、講座中止の判断は開講日から起算して10日前に行う。当日が日曜・祝日の場合は翌開館日とする。
- (3) テキスト代については、受講人数分の支払いとするため、受講人数によって増減する。

6 再委託

本業務について、他の者に業務の全部または一部を再委託することはできない。

7 その他

- (1) 事業者は、業務の円滑な実施及び本会との連絡調整にあたる業務担当者を設置し、その内容を本契約締結時に当会に届出ること。
- (2) 本業務について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書及び当会の指示によるものとする。
- (3) 管理体制が整わない等により事業者が行う業務の履行が確実でないと認められるとき、社会的信用を損なう等により事業者としてふさわしくないと認められるときなど、事業者に指定することが著しく不相当と認められる事情が決定の通知後に生じたときは、決定を取り消すことがある。
- (4) その他、疑義が生じた場合は当会と協議すること。

8 仕様書に関する問い合わせ先

大阪市立愛光会館指定管理者

公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会（担当：小田・飯澤）

所在地：〒531-0071 大阪市北区中津 1-4-10 大阪市立愛光会館 3階

TEL：06-6371-7146